

報告第 17 号

平成26年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により，平成26年度盛岡市一般会計

平成 26 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 | |
|---------|----------------|--------------------------------|-------------|----------------|
| | | | 金 額 | 翌 年 度 繰 越 額 |
| | | | 円 | 円 |
| 2 総 務 費 | 1 総 務 管 理 費 | 通年型スケートリンク整備事業 | 392,945,000 | 392,945,000 |
| | | 地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型） | 14,842,000 | 14,842,000 |
| 3 民 生 費 | 1 社 会 福 祉 費 | 地域住民生活等緊急支援交付金事業（地域消費喚起・生活支援型） | 222,252,000 | 222,252,000 |
| | | 地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型） | 10,524,000 | 10,524,000 |
| | 2 児 童 福 祉 費 | 私立児童福祉施設整備助成事業 | 228,605,000 | 228,605,000 |
| | | 地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型） | 34,150,000 | 34,150,000 |
| 5 労 働 費 | 1 労 働 諸 費 | 地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型） | 11,070,000 | 11,070,000 |
| 6 農 林 費 | 1 農 業 費 | 農業施設維持管理事業 | 916,000 | 916,000 |
| | 2 林 業 費 | 林道事業債償還基金管理事務 | 2,235,000 | 2,235,000 |
| | | 林道橋りょう補修事業 | 30,629,000 | 30,629,000 |
| 7 商 工 費 | 1 商 工 費 | 地域住民生活等緊急支援交付金事業（地域消費喚起・生活支援型） | 222,655,000 | 222,655,000 |
| | | 地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型） | 73,856,000 | 73,856,000 |
| 8 土 木 費 | 2 道 橋 り ょう 路 費 | 道路橋りょう維持管理事業 | 19,979,000 | 19,978,000 |
| | | 市道舗装二次改築事業 | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | | 市道舗装新設改良事業 | 40,850,000 | 40,850,000 |
| | | 側溝整備事業 | 15,629,000 | 15,629,000 |
| | | 社会資本整備総合交付金事業（雪寒） | 10,372,000 | 10,372,000 |
| | | 洞清水中村線道路整備事業 | 580,000 | 580,000 |
| | | 二子沢線道路整備事業 | 22,000,000 | 22,000,000 |
| | | 岩手公園開運橋線道路整備事業 | 31,176,000 | 31,176,000 |
| | | 旧競馬場跡地関連道路整備事業 | 28,383,000 | 28,382,752 |
| | | 都南中央第二地区生活環境整備事業 | 3,547,000 | 3,546,452 |

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

| 左 既 特 定 財 源 | の 財 源 | | | 内 訳 一 般 財 源 |
|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| | 未 収 入 特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 392,900,000 | | 45,000 |
| 14,842,000 | | | | |
| 222,252,000 | | | | |
| 10,524,000 | | | | |
| | 177,625,000 | | | 50,980,000 |
| 34,150,000 | | | | |
| 11,070,000 | | | | |
| | | | | 916,000 |
| | 2,235,000 | | | |
| | 15,620,000 | 13,500,000 | | 1,509,000 |
| 222,655,000 | | | | |
| 73,856,000 | | | | |
| | 10,987,000 | | | 8,991,000 |
| | 1,210,000 | 800,000 | | 190,000 |
| | 22,468,000 | 16,400,000 | | 1,982,000 |
| | 8,595,000 | 6,000,000 | | 1,034,000 |
| | 6,223,000 | 3,700,000 | | 449,000 |
| | 319,000 | 200,000 | | 61,000 |
| | 12,100,000 | 9,900,000 | | |
| | 17,147,000 | 12,600,000 | | 1,429,000 |
| | | 25,500,000 | | 2,882,752 |
| | 1,951,000 | 1,400,000 | | 195,452 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度 繰越額 |
|---|---|--------------------|-------------|-------------|
| | | | 円 | 円 |
| | | 谷地頭線道路整備事業 | 38,105,000 | 38,007,000 |
| | | 津志田白沢線道路整備事業 | 4,640,000 | 4,639,000 |
| | | 岩手飯岡駅南公園線道路整備事業 | 139,143,000 | 139,143,000 |
| | | 東中野門線道路整備事業 | 4,100,000 | 4,047,000 |
| | | 新幹線側道2号線道路整備事業 | 56,354,000 | 56,353,000 |
| | | 下田生出線道路整備事業 | 24,400,000 | 24,400,000 |
| | | 大島線道路整備事業 | 2,300,000 | 2,300,000 |
| | | 一の渡岩洞湖線道路整備事業 | 2,971,000 | 2,970,000 |
| | | 三本柳線道路整備事業 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| | | 渋民東線道路整備事業 | 7,551,000 | 7,551,000 |
| | | 舟田一本木線道路整備事業 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| | | 橋りよう維持補修事業 | 180,230,000 | 180,228,000 |
| | | 厨川駅地下自由通路整備事業 | 3,441,000 | 3,248,000 |
| | | 盛岡駅前通線道路整備事業 | 70,200,000 | 70,200,000 |
| | | 高橋線道路整備事業 | 68,005,000 | 68,005,000 |
| | | 岩山2号線道路整備事業 | 4,580,000 | 4,579,000 |
| | | 本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業 | 70,516,000 | 70,506,000 |
| | | 柴沢下田線道路整備事業 | 72,670,000 | 72,670,000 |
| | | 好摩西地区計画道路整備事業 | 30,548,000 | 30,548,000 |
| | | 繫26号線道路整備事業 | 3,948,000 | 3,948,000 |
| | | 本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業 | 18,160,000 | 18,159,000 |
| | | 栴沢橋線道路整備事業 | 70,900,000 | 70,900,000 |
| | | 南大橋明治橋線道路整備事業 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| | | 南大通二丁目南大橋線道路整備事業 | 7,170,000 | 7,169,000 |
| | | 南大通一丁目5号線道路整備事業 | 15,184,000 | 15,183,000 |
| | | 西青山一丁目上厨川2号線道路整備事業 | 18,470,000 | 18,470,000 |
| | | 芋田線道路整備事業 | 10,700,000 | 10,700,000 |
| | | 山谷川目線道路整備事業 | 5,000,000 | 5,000,000 |

| 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|------------------|---------------|------------|-------|-----------|
| 既 収 入 特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 13,014,000 | 24,900,000 | | 93,000 |
| | 2,552,000 | 1,900,000 | | 187,000 |
| | 76,529,000 | 56,300,000 | | 6,314,000 |
| | 1,418,000 | 2,400,000 | | 229,000 |
| | 30,995,000 | 22,800,000 | | 2,558,000 |
| | 13,420,000 | 10,900,000 | | 80,000 |
| | 1,264,000 | 900,000 | | 136,000 |
| | 1,634,000 | 1,300,000 | | 36,000 |
| | 825,000 | 600,000 | | 75,000 |
| | 4,153,000 | 3,200,000 | | 198,000 |
| | | 4,500,000 | | 500,000 |
| | 99,125,000 | 72,800,000 | | 8,303,000 |
| | 1,787,000 | 1,400,000 | | 61,000 |
| | 25,794,000 | 40,000,000 | | 4,406,000 |
| | 37,403,000 | 27,500,000 | | 3,102,000 |
| | 2,519,000 | 1,800,000 | | 260,000 |
| | 38,778,000 | 28,600,000 | | 3,128,000 |
| | 39,968,000 | 32,600,000 | | 102,000 |
| | 16,802,000 | 13,600,000 | | 146,000 |
| | 2,171,000 | 1,600,000 | | 177,000 |
| | 9,988,000 | 7,300,000 | | 871,000 |
| | 38,995,000 | 31,800,000 | | 105,000 |
| | 2,750,000 | 2,000,000 | | 250,000 |
| | 3,943,000 | 2,900,000 | | 326,000 |
| | 8,351,000 | 6,100,000 | | 732,000 |
| | 10,158,000 | 7,500,000 | | 812,000 |
| | 5,885,000 | 4,300,000 | | 515,000 |
| | 2,750,000 | 2,000,000 | | 250,000 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 |
|----------|---------------|--------------------------------|---------------|---------------|
| | | | 円 | 円 |
| | 3 河川費 | 河川等維持管理事業 | 4,570,000 | 4,570,000 |
| | | 準用河川改良事業 | 13,666,000 | 13,666,000 |
| | | 都市基盤河川改良事業 | 121,799,000 | 121,797,000 |
| | | 普通河川改良事業 | 47,959,000 | 47,959,000 |
| | 4 都市計画費 | 道明地区土地区画整理事業 | 121,898,000 | 121,129,000 |
| | | 都南中央第三地区土地区画整理事業 | 429,732,000 | 428,073,000 |
| | | 太田地区土地区画整理事業 | 365,674,000 | 360,368,227 |
| | | 梨木町上米内線街路事業 | 564,706,000 | 564,706,000 |
| | | 盛岡駅南大通線街路事業 | 87,896,000 | 87,797,000 |
| | | 明治橋大沢川原線街路事業 | 179,000 | 101,000 |
| | | 盛岡駅青山線街路事業 | 46,203,000 | 46,104,000 |
| | | 上厨川厨川五丁目線街路事業 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| | | 盛岡駅長田町線街路事業 | 7,212,000 | 7,212,000 |
| | | 公園等維持管理総務事務 | 45,000,000 | 30,150,000 |
| | | 旧盛岡競馬場跡地整備事業 | 13,448,000 | 13,447,488 |
| | | 盛岡南地区都市開発整備事業 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| | 5 住宅費 | 公営住宅建設事業 | 300,934,000 | 300,934,000 |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 地域住民生活等緊急支援交付金事業(地域消費喚起・生活支援型) | 951,000 | 951,000 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業 | 199,956,000 | 199,956,000 |
| | | 耐震補強事業 | 296,414,000 | 296,414,000 |
| | 3 中学校費 | 耐震補強事業 | 15,773,000 | 15,773,000 |
| 11 災害復旧費 | 1 公共土木施設災害復旧費 | 道路橋りょう災害復旧事業 | 14,549,000 | 14,549,000 |
| | 2 農林業施設災害復旧費 | 林業施設災害復旧事業 | 76,833,000 | 76,833,000 |
| | | 計 | 5,138,533,000 | 5,115,305,919 |

平成27年6月12日提出

| 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|------------------|---------------|---------------|------------|-------------|
| 既 収 入 特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | 4,570,000 |
| | 3,440,000 | 3,000,000 | | 7,226,000 |
| | 81,198,000 | 40,500,000 | | 99,000 |
| | | 35,900,000 | | 12,059,000 |
| 29,958,000 | 38,161,000 | 47,700,000 | | 5,310,000 |
| 15,066,000 | 210,502,000 | 182,200,000 | | 20,305,000 |
| 70,105,944 | 136,549,000 | 138,400,000 | | 15,313,283 |
| | 274,459,000 | 255,400,000 | 34,730,000 | 117,000 |
| | 47,644,000 | 39,500,000 | 500,000 | 153,000 |
| | | 100,000 | | 1,000 |
| | | 46,100,000 | | 4,000 |
| | | 900,000 | | 100,000 |
| | 7,212,000 | | | |
| | | 27,100,000 | | 3,050,000 |
| | | 10,000,000 | | 3,447,488 |
| | 800,000 | 1,100,000 | | 100,000 |
| 81,000 | 121,053,000 | 179,800,000 | | |
| 951,000 | | | | |
| | 45,075,000 | 111,200,000 | | 43,681,000 |
| | 132,770,000 | 153,300,000 | | 10,344,000 |
| | 7,499,000 | 7,500,000 | | 774,000 |
| | | | | 14,549,000 |
| | | | | 76,833,000 |
| 705,510,944 | 1,875,813,000 | 2,176,100,000 | 35,230,000 | 322,651,975 |

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 18 号

平成26年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

平成 26 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担行為額 | 左 の 内 訳 | |
|----------|---------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 |
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 8 土木費 | 2 道橋りょう路費 | 仙北駅自由通路エレベーター整備事業 | 130,769,640 | 64,150,000 | 66,619,640 |
| | | 見前2号線道路整備事業 | 11,935,080 | 5,700,000 | 6,235,080 |
| | | 永井街道線道路整備事業 | 9,499,680 | 3,910,000 | 5,589,680 |
| | 4 都市計画費 | 明治橋大沢川原線街路整備事業 | 147,431,717 | 134,824,653 | 12,607,064 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業 | 30,706,200 | 28,474,200 | 2,232,000 |
| 11 災害復旧費 | 1 公共土木施設災害復旧費 | 河川災害復旧事業 | 94,502,160 | 47,080,000 | 47,422,160 |
| 計 | | | 424,844,477 | 284,138,853 | 140,705,624 |

平成27年 6 月12日提出

により、平成26年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

| 支出負担 行為予定額 | 翌年度 繰越額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 説 明 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------|--------------------------------------|
| | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | 一 般 財 源 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 66,619,640 | | 63,541,000 | 3,078,640 | 資材不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。 |
| | 6,235,080 | | 6,235,080 | | 資材不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。 |
| | 5,589,680 | | 5,589,680 | | 資材不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。 |
| | 12,607,064 | | 12,533,000 | 74,064 | 家屋移転作業等に不測の日数を要し、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。 |
| | 2,232,000 | | 2,126,000 | 106,000 | 資材不足、作業員不足等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。 |
| | 47,422,160 | | 42,701,000 | 4,721,160 | 河川の水位上昇等により、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。 |
| | 140,705,624 | | 132,725,760 | 7,979,864 | |

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 19 号

平成26年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により，平成26年度盛岡市

平成 26 年 度 盛 岡 市 水 道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務額 | 翌年度繰越額 |
|---------|---------|--------|---------------|---------------|------------|
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 水道整備事業 | 2,067,260,000 | 1,908,219,576 | 48,339,000 |

平成27年 6 月 12 日 提出

水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

| 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|--------|-------|-------|---------------------|-------------|----------------------------|--|
| 建設企業債 | 工事負担金 | 他会社出資 | 計金 損益勘定 留保資金等 | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 0 | 0 | 0 | 48,339,000 | 110,701,424 | 0 | 入札不調により、 契約締結が出来な かったこと等によ る。 |

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 20 号

平成26年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により，平成26年度盛岡市

平成 26 年度 盛 岡 市 下 水 道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事 業 名 | 予 算 計 上 額 | 支 払 義 務 額 | 翌 年 度 額 |
|---------|---------|----------------------|---------------|---------------|-------------|
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 公 共 下 水 道 整 備 事 業 | 1,696,742,000 | 1,023,791,042 | 657,821,000 |

平成27年 6 月 12 日 提 出

下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

| 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|-------------|------------|-------------|---------------|------------|----------------------------|--|
| 建設企業債 | 工事負担金 | 国庫補助金 | 損益勘定 留保資金等 | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 280,400,000 | 90,318,000 | 227,653,000 | 59,450,000 | 15,129,958 | 0 | 入札不調により、 契約締結が出来な かったこと等によ る。 |

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（盛岡市情報公開条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（盛岡市個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条例第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
の一部を改正する条例

（盛岡市職員給与支給条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第19条第 2 項」を「第18条第 2 項」に改める。

（盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成23年条例第48号）の一部を次のように改正する。

「第24条の 2 第 1 項」を「第23条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月 12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月 31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項第 2 号中「第55条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

附則第15項中「第63条第 2 項」を「第50条の10第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定によりつぎのとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

（盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第1条 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

（盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第2条 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115条の46第 4 項」を「第 115条の46第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成27年 6月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名 | 変 更 内 容 | 専決処分年月日 |
|-----------------------------------|--|-------------|
| （仮称）市営青山三丁目アパート新2号館 建設（建築主体）工事 | 契約金額「411,804,000円」を 「413,240,400円」に改める。 | 平成27年 3月31日 |

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 4 月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金27,324円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 2 月12日盛岡市城西町10番地内において、市有車で不法投棄監視パトロール中、相手方所有のフェンスに接触し、損傷したことによる。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 4 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金70,596円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 4 月30日盛岡市前九年二丁目地内において、市道前九年二丁目 4 号線へ自動車を出庫する際に、市道敷地内の破損した側溝に乗り上げ車両を損傷したことによる。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 4 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金60,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 3 月21日盛岡市北山二丁目地内において、市道北山二丁目 9 号線を自動車で行中、道路の側溝が隆起し砂利部分が沈んでいたところに乗り上げ、車両底部のオイルパンを損傷したことによる。

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

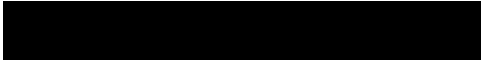

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 4 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 4,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 3 月22日盛岡市飯岡新田 3 地割地内において、市道矢盛・南田 7 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 31 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

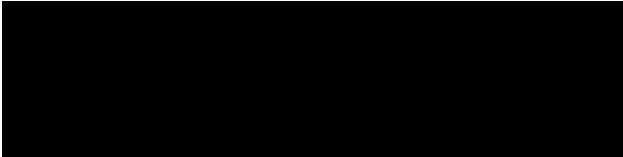
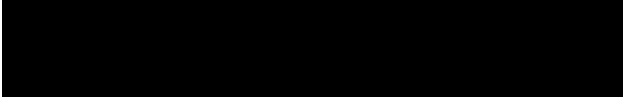
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 4 月21日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金37,951円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年11月19日滝沢市穴口地内において、市有車が相手方所有の電柱に接触し、破損させたことによる。

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 4 月24日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 6,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 4 月 1 日盛岡市上太田細工地内において、市道上太田53号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 5 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金35,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 4 月13日盛岡市上太田瘦野地内において、市道上太田53号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名 | 変 更 内 容 | 専決処分年月日 |
|-------------------------------------|--|--------------|
| （仮称）市営青山三丁目アパート新 2 号館 建設（建築主体）工事 | 契約金額「413,240,400円」を 「413,880,840円」に改める。 | 平成27年 5 月11日 |

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 5 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項第 3 号中「第53条の14」を「第53条の14第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 5 月21日から施行する。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工事件名 | 変更内容 | 専決処分年月日 |
|------------------------|--|--------------|
| 市道榊沢橋線榊沢橋上部工（製作輸送架設）工事 | 契約金額「143,100,000円」を「149,645,880円」に改める。 | 平成27年 5 月18日 |

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 5 月22日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市手代森第14地割16番地 236
氏名 藤 原 優 希
- 2 損害賠償の額 金12,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 4 月19日盛岡市南仙北二丁目地内において、市道新幹線側道 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月12日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 5 月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市門一丁目 6 番18号カーティングハウスA- 102号
氏名 阿 部 元 輝
- 2 損害賠償の額 金46,440円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年 1 月24日から 3 月14日までの間に、盛岡市新庄字上八木田 6 番地新庄墓園内において、市有小型除雪機が相手方所有の墓石の縁石に接触し損傷させたことによる。